

研究活動交流費規程

(令和4年(2022)3月15日制定)

(目的)

第1条 この規程は、この法人における定款第4条第4号に掲げる一般会員(研究メンバー)が事業を推進するために実施する会議、会合、式典及びレセプション等(以下「会議等」という。)の開催に伴い、飲食物を提供するために必要となる飲食代(以下「飲食費」という。)の支出について、必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この基準は、他に特段の定めがある場合を除き、研究メンバーが主催若しくは共催する国内外の学者、研究者との会議等における飲食費について適用する。

(飲食の提供基準)

第3条 飲食物は、会議等の進行上の理由等により必要な場合に限り簡素なものを提供する。

2 提供できる飲食物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 多数の参加者による立食パーティー(飲食物が提供される会議等であって立食形式で行われるもの)における飲食物
- (2) 会議等における前2号以外の飲食物

3 酒類の提供に係る飲食費の支出は認めない。

(支出上限額)

第4条 会議等1回当たりの飲食費(消費税及び地方消費税並びにサービス料を含む。)の支出上限額は、昼食を伴う会議等の場合は、一人当たり5,000円を限度とする。

(2) 夕食を伴う会議等の場合は、一人当たり15,000円を支出上限額とする。

(3) 飲食を伴う会議等1回当たり、参加できる研究メンバーは2名までとする。

(支出手続)

第5条 この飲食費を支出した場合は、当法人が指定した活動報告書、関係書類のコピー、ならびに支出明細書(領収書添付)を会議開催後1ヶ月以内に財団事務局に提出するものとする。

(事後確認)

第6条 経理責任者は、必要に応じて飲食費の支出に係る会議等の開催や飲食物の提供等の状況について、関係者若しくは業者等に確認することとする。

(変更)

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則 この規程は、令和4年(2022)4月1日から施行する。